

○新潟市補助金等交付規則

平成 16 年 3 月 30 日
規則 第 19 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令、条例及び他の規則に別に定めのあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付及び予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金（市長が別に定めるものを除く。）をいう。

2 この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(関係者の責務)

第 3 条 市長は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令、条例、規則及び要綱（以下「法令等」という。）並びに予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

2 市長は、社会経済情勢等環境の変化に的確に対応した柔軟性を持った補助金制度となるよう、補助金等の新設、廃止、整理、統合その他の見直しに努めなければならない。

3 補助事業者は、法令等の定め、補助金等の交付の目的、交付決定の内容及びこれに付した条件並びに市長の指示に従い、誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

(取扱基準の設定)

第 4 条 市長は、次の事項について補助金等ごとに取扱基準を定めるものとする。

- (1) 補助事業の目標
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助額及びその算定方法又は補助率
- (4) 補助事業の評価の時期等
- (5) 補助事業の終期
- (6) 情報の公表の方法等
- (7) その他必要と認める事項

(情報の公表)

第 5 条 市長は、補助金等の交付に関する情報を公表するものとする。

2 補助事業者は、当該補助事業に関する情報を前条の取扱基準に基づき公表するものとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に係る収支予算書
- (2) 補助事業に係る事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業の目的及び内容により、市長が特に認めた場合は、前項に規定する書類の全部又は一部を省略することができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付するか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、当該申請をした者が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合は、補助金等の不交付の決定をすることができる。

2 前項の規定により、補助金等の交付を決定したときはその決定の内容（交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を、補助金等の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金等交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の決定を受けた者は、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補助事業変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき（市長が定める軽微なものを除く。）、

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助事業者に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金等交付決定変更通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事故報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行の指示)

第12条 市長は、補助事業者が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、市長が定める期日までに、補助事業実績報告書（別記様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助事業が完了する前に補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも同様とする。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業に係る事業実績報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（額の確定等）

第 14 条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（別記様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。
（是正のための措置）

第 15 条 市長は、第 13 条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者へ指示することができる。

- 2 第 13 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。
（交付の時期）

第 16 条 補助金等の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
（交付決定の取消し）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく第 12 条又は第 15 条第 1 項の規定による市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難される関係を有するものであるとき。
- (6) その他この規則の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書（別記様式第 7 号）により、補助事業者へ通知するものとする。
（補助金等の返還）

第 18 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金等返還命令書（別記様式第 8 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産を市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する額を市に納入したとき、並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りでない。

(現地調査等)

第 21 条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をその事務所、事業所等に赴かせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(不当干渉等の防止)

第 22 条 市長は、補助金等の交付に関する一切の事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者に対し干渉してはならない。

(様式)

第 23 条 市長は、この規則の規定による様式によりがたい事情があると認めるときは、その都度これを変更することができる。

(その他)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16 年度分の補助金等のうち、新規の補助金等以外の補助金等については、第 4 条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条及び第 17 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の補助金等の交付の申請から適用し、同日前の補助金等の交付の申請については、なお、従前の例による。